

## 大学院英米文学・英語学分野の単位互換に関する細則

平成15年4月1日

施行

第1条 加盟大学の大学院研究科あるいは専攻課程は、本制度における特別履修の対象となる英米文学・英語学分野の授業科目を、毎年前年度3月中旬までに相互に通知する。

第2条 加盟大学の大学院研究科あるいは専攻課程に在籍する学生は、他の加盟大学の大学院において、本制度により、特別履修の対象となっている授業科目を履修し、課程の単位の一部として認定することができる。

2 修士課程、博士前期課程、博士課程または博士後期課程の学生が他大学院において修得できる単位数は、10単位を上限とし、所属大学院の定めるところによる。

第3条 前条により、他大学院の授業を履修しようとする学生は、所定の特別履修願を提出し、所属大学院の承認、および履修を希望する他大学院の許可を得なければならない。

第4条 各大学院の授業担当教員は、当該年度における適正な授業規模の維持などの合理的な理由がある場合は、他大学院からの履修希望者を断ることができる。

第5条 本制度の対象となっている開講科目に自校大学院学生の受講者がいない場合、他大学院生から履修希望があっても、当該大学院の判断により、その年度の履修を断ることができる。その判断は毎年度5月末日までに行うこととする。

第6条 特別履修学生の出願期限は、受け入れ各大学院がこれを定めるものとする。

2 特別履修学生を受け入れた大学院は、毎年5月末日までに特別履修学生の所属大学院に「特別履修学生受入通知」を送付するものとする。

第7条 特別履修学生の成績評価は、受け入れ先の大学院で行う。

2 特別履修学生を受け入れた大学院は、所定の期日までに特別履修学生の所属大学院に、「特別履修学生成績通知書」を送付するものとする。

第8条 「大学院英米文学・英語学分野の単位互換制度に関する協定」「大学院英米文学・英語学分野の単位互換制度に関する運営協議会規約」および本細則における「特別履修学生」の呼称は、各大学院内の諸規則上、必要に応じ、別の名称を使用することができる。

附 則(平成15年細則第3号)

本細則は、平成15年4月1日から施行する。